

原子力発第20341号
令和2年11月27日

愛媛県知事
中村時広殿

四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
長 井 啓 介

原子炉施設保安規定の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 変更の概要

- (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う発電用原子炉設置変更許可申請書記載事項の一部追加による変更
 - a 伊方発電所3号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う変更
 - b 伊方発電所3号炉の所内常設直流電源設備(3系統目)の設置に伴う変更
 - c 特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護による変更
- (2) 放射線管理用計測器の一部変更
- (3) 記載の適正化に伴う変更

2. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。
- (2) この規定施行の際、使用前検査対象の特定重大事故等対処施設に関連する規定および特定重大事故等対処施設の要員の確保に関連する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。
- (3) この規定施行の際、使用前事業者検査対象の所内常設直流電源設備(3系統目)に関連する規定については、原子炉等規制法第43条の3の11第3項の使用前確認終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。
- (4) この規定施行の際、使用前事業者検査対象の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護に関連する規定については、原子炉等規制法第43条の3の11第3項の使用前確認終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

以 上